

非意図的に PCB を含有する可能性がある有機顔料  
に関する厚生労働省の取組について

平成 24 年 2 月 16 日

1. 化審法関係

- (1) 主要 6 社より聞き取り調査（平成 24 年 2 月 7 日～9 日）
- (2) 国際条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約））  
において流通させるべきでないとされている濃度 0.005%（50ppm）を超えて PCB を含有する有機顔料が判明したものについて、以下の措置を実施。
  - ① 製造・輸入事業者に対し、継続的に 50ppm 以下とする低減方策が行政  
によって確認されない限り、製造・輸入及び出荷を停止するよう要請。
  - ② 当該製造・輸入事業者に対し、当該有機顔料の回収を行い、廃棄まで  
の間は、適正に保管することを要請。
  - ③ 当該製造・輸入事業者からの報告により判明した出荷先に対して、当  
該有機顔料の使用の停止及び製造・輸入事業者が行う回収に対する協力を  
要請します。
- (3) 有機顔料中に副生する PCB の上限値及び追加的な措置の必要性に関し  
て、実態調査、PCB による人の健康等へのリスク、有機顔料の合成技術、  
海外規制動向等の観点を踏まえて、専門家の意見を聴取しつつ検討を行う  
予定。

2. 労働安全衛生法関係

- (1) 化成品工業協会に対して文書を発出し、以下について会員事業場による  
調査と報告を行うよう要請しました（平成 24 年 2 月 14 日。別紙参照）。
  - ① 顔料を製造し、又は取り扱うプラントにおける工程ごとの PCB 濃度
  - ② 顔料の製造作業又は取扱い作業に従事する労働者の安全衛生管理状  
況（保護具の使用状況を含む。）
- (2) (1) の文書で以下についても要請しました。
  - ① 顔料製造工程におけるリスクアセスメントの実施
  - ② 関係労働者に対する特定化学物質による障害の予防に関する教育の  
実施
- (3) (1) の調査結果を踏まえ、所轄労働基準監督署から必要な指導を行いま  
す。

### 3. 各製品関係

用途情報等について調査し、得られた情報を基に必要に応じて対応していく予定。



基安化発 0214 第 1 号  
平成 24 年 2 月 14 日

化成品工業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

顔料製造工程における化学物質管理の徹底について（要請）

化学物質管理については、従来から推進してきたところであり、貴協会におかれましても、自主的対策の樹立、推進等長年にわたり積極的に取り組んでおられるところであります。

しかしながら、今般、顔料に意図せず生成した微量の PCB が混入する事例がありましたことは、誠に遺憾なことであり、厚生労働省といたしましては、その予防対策の一層の徹底を図ることとしております。

つきましては、貴協会におかれましても、意図しない PCB の生成による労働者ばく露を予防するため、貴協会会員事業場に対して下記 1 の事項について調査の上、平成 24 年 3 月末日までに小職あて御報告ください。

また、関係事業場における自主的労働衛生管理体制の一層の充実等その対策の徹底に万全を期されるよう下記 2 の事項について要請します。

記

1 調査事項

- (1) 顔料を製造し、又は取り扱うプラントにおける工程ごとの PCB 濃度
- (2) 顔料の製造作業又は取扱い作業に従事する労働者の安全衛生管理状況（保護具の使用状況を含む。）

2 要請事項

- (1) 顔料製造工程における危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）を実施すること。
- (2) 関係労働者に対して、特定化学物質による障害の予防に関し、必要な教育を実施すること。